

## 職場モデルチェックリスト

	職場チェック項目	判 定 (○or×)	優先順位 (A・B・C)	要求書に記 載するか (○or×)	備考
人員確保	職員の退職などに伴う欠員に対し、正規職員での補充ができていないか。				
	現在の業務を行う上で、仕事の持ち帰りをしていないことはもちろんのこと時間外を前提とした業務量になっていないか。				
	質の高い公共サービスの提供を行う上で、現在の人員で行うことができるか。				
	法律で定められた年次有給休暇について取得ができていないか。				
	休暇取得時に当局責任による代替職員等の手配ができていないか。				
	さらなる住民サービスの向上を実施しようとしたとき、実施できる体制・人員が確保されているか。				
賃 金	現業職員の賃金は職務に必要とされる技能・職務遂行の困難度等、職務の内容と責任に必ずしもなっていないか。(非現業職員との格差はないか)				
	希望者全員を再任用として雇用することはもとより、現業・非現業での賃金・労働条件に格差はないか。				
	正規職員と非正規職員に賃金・労働条件の格差はないか。				
	労使合意のないまま人事評価制度の賃金反映が行われていないか。				
職場環境	危険な個所が放置されている場所はないか。				
	快適な職場環境になっているか。(空調設備など)				
	休憩室・更衣室は確保されているか。				
労働安全衛生	法令で定められている月一回の安全衛生委員会(事業所単位)の開催が行われているか。				
	ストレスチェックが行われていることはもとより、十分なメンタルヘルス対策が行われているか。				
	労働災害発生時に原因の究明、対策など適切な措置が行われているか。				
労使関係ルール	地公労法第7条にある事項はすべて団体交渉事項になっているか。				
	労使合意に至った事項はすべて協約締結しているか。				
	36協定は結べているか。				
	職員の賃金・労働条件の変更を伴う事項は、計画変更可能の段階での事前協議が行われているか。				
そ の 他	職場・職員が業務を遂行するうえで困っていることはないか。(必要機材など)				
	現場を熟知する現業職員の意見が政策に反映できる体制が確立されているか。				
	住民の意見を無視し、コスト論のみによる民間委託等の推進を行っていないか。				
合 計					

## 職種別要求モデル（案）

### 【清掃職場】

1. 清掃職場では、分別推進など複雑化する廃棄物行政への対応や全国で多発する大規模災害によって発生する災害廃棄物の迅速かつ的確な処理が求められている。また、2014年1月28日の最高裁判決において「廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられる性格の事業とは位置付けられていない」とされていることを踏まえ、自治体における清掃職場の運営を直営とするなど責任ある対応をはかること。
2. 収集、運搬、処理・処分の一連の清掃職場は、災害や事故が発生すると重篤な事案につながることから、労働安全衛生法を遵守した職場体制を確立することはもとより、環境省が定めている「清掃事業における安全衛生管理要綱」に基づき、労働安全衛生体制の強化をはかること。
3. 2022年4月1日から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、自治体での分別収集・再商品化の促進が求められることから、住民に丁寧な説明を行うとともに、十分な予算を確保すること。

### 【給食職場】

1. 学校給食施設および設備の整備管理に係る衛生管理基準、ならびに労働安全衛生法第3条に基づき、食品の衛生管理を行うことはもとより、職員の健康管理を徹底する観点から、給食調理場に空調設備を設置すること。
2. ノロウイルスへの対策は、検査等により感染を未然に防ぐことが非常に重要であることから、調理従事者（会計年度任用職員を含む）に対するノロウイルスの検便検査を行うこと。また、調理従事者（会計年度任用職員を含む）およびその家族が感染性胃腸炎への感染および疑いがある場合、調理従事者（会計年度任用職員を含む）が受検する高感度検査費用を全額公費で負担するとともに、適切な休暇制度を確立すること。
3. コロナ禍により、食事回数が減っている子どもが存在し、子どもの生命に関わる大きな問題が生じている。学校の三期期間（春休み・夏休み・冬休み）においても同様の事態が発生していることを踏まえ、コロナ禍における休校を想定した食事の提供体制、あるいは、学童保育に通う子どもたちへの食事提供体制の確立にむけて労働組合と協議すること。

### 【学校用務】

1. チェーンソーや刈払い機を使用する際、児童・生徒、または当該用務員等（会計年度任用職員、委託事業者を含む）の安全確保のために、労働安全衛生法第59条第3項が定める特別教育を適切に受講させること。  
また、法令改正がされた際は、遅滞なく対策を講じるとともに、必要な予算を確保すること。
2. 全国的に高所や脚立からの転落事故が相次いでいる。適切な安全装具（ヘルメット、安全帯等）を貸与すること。また、労働者の安全を確保するためにアスベストについても適切な対応をすること。
3. 有機溶剤等材料の保管や児童・生徒が触ると危険な工具を使って作業するために、用務員等が管理する施錠付き作業室を確保すること。

〇〇市長 〇〇 〇〇さま

住民の未来に貢献できる、自治体責任による質の高い公共サービスの確立と  
職場環境・労働条件の改善を求める署名

人口減少や超少子高齢化が進み、社会情勢が大きく変化する中、地域住民の価値観が多様化するに伴い、地域の実情に応じた公共サービスを提供することが求められています。自治体現場では、財政を重要視した政策が推し進められています。その結果、人員が削減され、個人の力量で社会基盤や公共サービスが支えられている状況に陥り、そのことは新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、公共サービスの重要性と提供する体制の脆弱さが改めて浮き彫りとなりました。

今後、自治体の責務として、住民が将来にわたり、安全・安心して生活できるよう、地域の実情を反映した公共サービスの提供を実現するためには、現業・公企職員が必要不可欠であることから、下記の項目に取り組むことを強く要請します。

要請項目

1. 住民生活に欠かすことのできない公共サービスについては、直営であることを基本とし、自治体の責任を明確にした上で、公的役割を果たすこと。
2. 住民ニーズを的確に把握し、地域実情に応じた公共サービスを安定的に提供するために必要な業務体制を構築すること。また、災害や感染症の対応についても住民の安全・安心を守るために必要な人員を確保すること。
3. さらなる住民サービスの向上をはかるためにも、60歳を超える職員がこれまでの知識や経験を活かしつつ、65歳まで誰もが「働きがい、やりがい」を持ち、安心して働ける職場環境の整備をはかること。
4. 現業・公企職員は、社会情勢の変化に気付き、地域実情に応じた公共サービスを提供し続けていることから、職務の内容と責任に応じた賃金改善をはかること。
5. 地方公務員法ならびに地方自治法の改正趣旨を踏まえ、自治体責任のもと、官製ワーキングプアを生み出さないためにも、会計年度任用職員の処遇改善をはかること。
6. 委託している事務・事業については、サービス水準を検証した上で、課題を抽出し改善をはかるとともに、自治体の責務である住民サービスの向上にむけ、今後の運営方法について検討すること。

名 前	住 所

※この署名は首長宛に提出するものであり、その目的以外に使用しません。

〇〇〇〇労働組合（単組名）